

## 明石市新型コロナウイルス感染症要介護者に対するサービス提供協力金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、同居する介護者が新型コロナウイルス感染症に感染した高齢者の生活維持のため、新たに在宅支援等を提供した介護サービス事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に対して交付する「明石市新型コロナウイルス感染症要介護者に対するサービス提供協力金」（以下「協力金」という。）について、明石市補助金等交付規則に定めるもののほか、当該協力金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 要介護者

介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、在宅支援等を必要とする濃厚接触者等の明石市内在住の高齢者をいう。ただし、介護認定の有無は問わない。

#### (2) 在宅支援等

別表第1に掲げるサービスをいう。

### (交付対象者)

第3条 この要領において協力金の交付の対象となる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する本市の被保険者のうち、前条第1号に規定する要介護者に対して、在宅支援等を実施したサービス提供事業者。ただし、本事業の同一要介護者に対して、支援が必要な感染高齢者に対するフォローアップ体制強化事業を実施するサービス提供事業者を除く。

(2) その他市長が特に必要があると認めた者。

### (交付額)

第4条 協力金の額は、別表2に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとするサービス提供事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、協力金交付申請書兼請求書（様式第1号、以下「申請書」という。）

に別表第3に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付の決定をし、その旨を協力金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を協力金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消し、又は交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により協力金の交付を受けたとき
- (2) その他市長が協力金を交付することが適当でないとき

(適用期間)

第8条 本事業の適用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

在宅支援等

在宅支援等	訪問介護 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第1号訪問事業 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護（通所サービスを除く） 看護小規模多機能型居宅介護（通所サービスを除く） その他市長が特に必要と認める介護サービス
-------	--

別表第2（第4条関係）

協力金の額

申請者	協力金の額
訪問系サービス事業者	受入協力金：200千円（要介護者一人当たり）
ショートステイ 受入事業者	施設使用協力金：10千円/日（1床当たり） 受入協力金：200千円（要介護者一人当たり）

別表第3（第5条関係）

関係書類

申請者	関係書類
介護サービス事業者	(1) 要介護者に直接対応した職員への待遇反映確認書(様式第2号) (2) 協力金の交付対象となるサービス提供の記録の写し (3) 居宅サービス計画書・サービス利用票（実績）写し